

庄内広域水道企業団障害者活躍推進計画

機関名	庄内広域水道企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
企業団における障害者雇用に関する課題	当企業団は令和8年4月1日より事業を開始。一部事務組合として、職員（会計年度任用職員を除く）については構成市町からの派遣という形態で職員配置が行われており、障害者に限定した募集・採用も含めて独自の職員募集・採用は行っておらず、障害者の法定雇用率の達成に向けては構成市町との調整が必要である。なお、会計年度任用職員については、募集・採用の実績はない。

目標	
1. 採用に関する目標	法定雇用率を達成し維持する。
2. 定着に関する目標	なし

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障害者として身体障害者となった職員が在籍することとなった場合は、総務課に障害者である職員の相談窓口を設定し、庁内LAN等を利用し周知する。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>